

令和2年 第10回八頭町議会臨時会 提案理由

議案第147号

八頭町職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院は、本年10月7日、民間ボーナスの支給割合との均衡を図るため、期末手当を0.05月分引下げる勧告を国会及び内閣に行いました。

去る11月6日、給与法の改正を閣議決定し、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が、国会において11月27日に成立しましたので、この度、人事院勧告を尊重し、条例の一部改正を行おうとするものです。

今後、期末手当の支給月数を2.55月とし、勤勉手当の支給月数1.9月を合わせて、ボーナスの支給月数は、年間4.45月となります。

期末手当につきましては、今年度は6月期に1.3月分を支給済ですので、12月1日の施行として、引下げ分の0.05月分について、12月期を1.3月から1.25月に引下げ調整いたします。

また、来年度につきましては、令和3年4月1日の施行として、引下げ分の0.05月分について、6月期と12月期へ均等に配分し、いずれも1.275月となります。

議案第148号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

人事院勧告の主な内容につきましては、議案第147号で申し上げたとおりですが、議会の議員につきましては特別職に準じまして、期末手当の支給月数を0.05月分引下げ、年間3.35月としようとするものです。

11月27日、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立しましたので、この度、八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行おうとするものです。

具体的には、6月期支給分1.675月、12月期支給分1.675月、合わせて3.35月となります。

今年度の6月期に1.7月分を支給済ですので、令和2年12月1日の施行として、引下げ分の0.05月分について、12月期を1.7月から1.65月に引下げ調整するものです。また、来年度につきましては、令和3年4月1日からの施行として、最初にご説明した支給月数となります。

議案第149号

八頭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職につきましては、先ほど提案いたしました議案第148号と同様の内容でございます。